

失業者の退職手当 Q & A

公務員は雇用保険法の適用対象外となっていますが、短い勤続期間で退職された方で、支給された退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付相当額よりも少なく、退職後に失業状態であるときには、その差額分を「失業者の退職手当」として、受給することができます。

- Q 1 失業者の退職手当を受給するために必要な在職期間は？
また、勤続何年目までが対象となりますか？
- Q 2 失業者の退職手当はいつまで受給できますか？
- Q 3 失業しているとはどのような状態ですか？
- Q 4 受給の手続きはどうすればよいですか？
- Q 5 待期日数とは何ですか？
- Q 6 失業者の退職手当が支給されるのはいつですか？
また、受給できる上限額はいくらですか？
- Q 7 65歳以上で退職した場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q 8 次の就職先が決まっている場合でも、退職票は交付してもらえますか？
- Q 9 受給期間中にパート等をした場合はどうすればいいですか？
- Q 10 公共職業訓練を受講することはできますか？
また、技能習得手当を受給できますか？
- Q 11 再就職先が決まったら、手当の受給はどうなりますか？
- Q 12 病気やケガで求職活動ができなくなったら？
- Q 13 失業者の退職手当を受給した場合、家族の扶養に入れますか？

**Q 1 失業者の退職手当を受給するために必要な在職期間は？
また、勤続何年目までが対象となりますか？**

勤続期間が12月以上の方が対象です。

ただし、65歳以上の方（高年齢受給資格者）は6月以上で対象となります。（Q7を参照）

受給するには、退職手当の額が基本手当の支給総額に満たないことが要件となります。おおまかな目安として、勤続期間が5年程度、退職手当の額が100万円未満の方は受給できる可能性があります。詳しくは担当者までお問い合わせください。

Q 2 失業者の退職手当はいつまで受給できますか？

受給期間は、退職の日の翌日から起算して基本的に1年間です。

ただし、出産や傷病等により30日以上求職活動ができない場合は、申請により受給期間を延長することができます。（最長で4年まで）

Q 3 失業しているとはどのような状態ですか？

失業の状態とは、就職の内定等がなく、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることです。

このため、次のような方は、受給することができません。

- ・妊娠、出産、育児や病気、ケガですぐに就職できない方
- ・親族等の介護のため就業できない方
- ・家事や学業に専念するなど、再就職する意思がない方

Q 4 受給の手続きはどうすればよいですか？

次の書類を、元所属を經由して健康福利課へ提出してください。

- ・退職票の交付申請書
- ・失業者の退職手当算定用（給与総額）
- ・失業者の退職手当算定用（給与総額月別内訳）

退職の日から3～4週間後に「退職票」を交付します。

交付された「退職票」を持参し、ハローワークで求職申込を行ってください。

その後の手続きは、退職票交付時に書類でお知らせします。

Q 5 待期日数とは何ですか？

退職時に支給された退職手当の額に応じて決定されるもので、失業者の退職手当の支給を受けるためには、この日数を超える期間失業している必要があります。

待期日数は次とおり計算して決定します。

$$(\text{待期日数}) = (\text{一般の退職手当額}) \div (\text{基本手当日額}) \leftarrow \text{端数切捨て}$$

基本手当日額は、雇用保険の基本手当（失業給付）で算定されるものです。
算定方法等は、厚生労働省やハローワークのホームページをご覧ください。

Q 6 失業者の退職手当が支給されるのはいつですか？ また、受給できる上限額はいくらですか？

ハローワークで求職申込をした日から、待期日数が開始します。（Q 5を参照）

自己都合退職の場合は、求職申込日から2カ月の給付制限期間があり、その後、待期日数が開始します。（懲戒免職等は3カ月）

待期日数が終了した翌日から、原則28日毎にハローワークへ出頭し、失業の認定を受けた日数分の失業者の退職手当を支給します。

県からの手当の支給は、必要な書類受理後、約2週間後となります。

支給される上限額は次の計算式のとおりです。

勤続期間が10年未満の方の所定給付日数は、原則として90日です。

$$(\text{失業者の退職手当}) = (\text{基本手当日額}) \times (\text{所定給付日数}) - (\text{一般の退職手当額})$$

基本手当日額は、雇用保険の基本手当（失業給付）で算定されるものです。

算定方法等は、厚生労働省やハローワークのホームページをご覧ください。

Q 7 65歳以上で退職した場合、どのような手続きが必要ですか？

65歳以上の方が退職ときは、一定の要件に該当する場合に「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」が一時金として支給されます。

失業者の退職手当の受給手続きと同様に、退職票の交付申請を行ってください。（Q 4参照）

支給される金額は、30日（勤続期間1年未満）または50日分の基本手当日額から支給された退職手当の額を差し引いた金額となります。

Q 8 次の就職先が決まっている場合でも、退職票は交付してもらえますか？

交付することは可能です。

失業者の退職手当は、退職の日の翌日から1年間受給できますので、受給期間の間に失業状態になった場合には、退職票を持参してハローワークで求職申込を行ってください。

Q 9 受給期間中にパート等をした場合はどうすればいいですか？

失業認定日に、県及びハローワークへ必ず申告してください。

1日の労働時間や収入額により、基本手当の減額もしくはその日分の基本手当の支給がなくなる場合があります。待期日数の期間中である場合、満了日が日数分延長されます。

Q10 公共職業訓練を受講することはできますか？ また、技能習得手当を受給できますか？

公共職業訓練を受講することは可能です。

訓練の受講方法等については、ハローワークへお問い合わせください。

公共職業訓練を受講する場合、技能習得手当の給付を受けることができます。また、受講終了まで、基本手当の支給が延長されます。

公共職業訓練の受講を希望される場合は、健康福利課へご相談ください。

Q11 再就職先が決まったら、手当の受給はどうなりますか？

再就職先での雇用開始日の前日分まで基本手当が支給されます。

ハローワークで前日までの失業認定を受けて、受給の手続きを行ってください。

一定の要件（支給残日数が所定給付日数の1/3以上など）を満たす場合、就業促進手当が支給されます。

給付制限期間中や待期日数が経過する前に再就職先が決まった場合、基本手当を受給することはできません。

再就職先が決まりましたら、県及びハローワークにご連絡ください。

Q12 病気やケガで求職活動ができなくなったら？

求職申込後に、病気やケガにより求職活動ができない状態が15日以上続く場合、基本手当に代えて傷病手当を受給することができます。(14日以内の場合は、求職活動ができない状態がやんだところから給付を再開します。)

求職活動ができない状態が30日以上続くときは、傷病手当を受給するか、基本手当の受給期間を延長することができます。

なお、求職申込前からの傷病については、基本手当を受給することができないため、受給期間の延長申請を行ってください。(Q2を参照)

Q13 失業者の退職手当を受給した場合、家族の扶養に入れますか？

給付制限期間中及び待期日数が経過するまで期間は、家族の扶養に入ることが可能ですが、基本手当の受給を開始すると、扶養に入ることはできません。(ただし、基本手当日額の金額によっては扶養に入れる場合もあります。)

詳細は、ご家族の加入する健康保険組合や会社等へお問い合わせください。

【失業者の退職手当に関する問い合わせ】

〒760-0018

香川県高松市天神前6-1 (天神前分庁舎3階)

香川県教育委員会事務局 健康福利課 総務・健康福利グループ

TEL 087-832-3797

E-mail fukuri@pref.kagawa.lg.jp